

府政防第 519 号  
消 防 災 第 66 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(調査・企画担当)

消防庁国民保護・防災部防災課長

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について（通知・依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

中央防災会議防災対策実行会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」においてとりまとめられた報告について、事務連絡「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」の周知について」（平成 30 年 12 月 26 日）により、貴職を通じて市町村に周知していただいたところですが、当該報告等を踏まえ、本日、「避難勧告等に関するガイドライン」の一部改定を行いました。

貴職におかれましては、貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知するとともに、特に下記の事項について、本改定を踏まえた適切な対応がとられるよう、必要な支援等を行っていただきますようお願いいたします。

また、ガイドライン改定の内容について、今後、説明会を開催することなどを予定しており、詳細が決まりましたら追って連絡いたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

- (1) 次期出水期（6 月頃）から、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるよう、警戒レベルを用いて避難勧告等を伝達
- (2) 実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動に極めて有益であるため、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で「【警戒レベル 5】災害発生情報」を発令
- (3) (1)、(2) について住民への積極的な広報を実施。その際、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解を促進

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付  
磯部参事官補佐、宮下主査  
TEL：03-3501-5693 FAX：03-3501-5693
- 消防庁国民保護・防災部防災課  
外圍災害対策官、和田係長  
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

# (1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- 警戒レベルは、居住者等がとるべき行動と行動を居住者等に促す情報を関連付けるもの。
- 警戒レベルを用いて、出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達。

## < 避難勧告等の発令の主な変更点 >

### ● 災害発生情報の発令

・「避難指示(緊急)」の発令基準のうち、災害が実際に発生したとの要件を「災害発生情報」の発令基準の要件に位置づけ、災害発生情報を発令

### ● 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる(津波はレベル区分になじまないため対象外)。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、 <u>近隣の安全な場所への避難</u> や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、 <u>避難に備え自らの避難行動を確認</u> する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、 <u>災害への心構えを高める</u> 。	警報級の可能性

市町村が発令

気象庁が発表

# (1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～発令基準～

■ 現行の避難指示(緊急)の発令判断として設定していた災害の発生に関する要件を、【警戒レベル5】災害発生情報の発令判断の要件とする。

## 現行ガイドライン

### 洪水予報河川の設定例

1: 決壊や越水・溢水が発生した場合

2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)  
 3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合  
 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)  
 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  
 3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合  
 4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合  
 ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合  
 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  
 3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合  
 4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

避難指示(緊急)

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

## 改正ガイドライン

### 洪水予報河川の設定例

1: 決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合)

【避難指示】緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令  
 1: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)  
 2: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合  
 3: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

【避難勧告】  
 1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)  
 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  
 3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合  
 4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合  
 ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合  
 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  
 3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合  
 4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】  
災害発生情報

避難勧告・避難指示(緊急)  
【警戒レベル4】

避難準備・高齢者等避難開始  
【警戒レベル3】